

## 令和8年度勝英地域事務所庁用自動車用燃料〔単価契約〕 規格仕様書

- 1 名称            ガソリン
- 2 規格            無鉛レギュラー
- 3 予定数量        18,000ℓ  
※契約期間内の予定数量であり、予定数量分の購入を保証するものではない。
- 4 契約期間        令和8年4月1日から令和9年3月31日  
契約締結日は令和8年4月1日とする。
- 5 納入場所        契約業者の給油所店頭渡し
- 6 契約保証金      岡山県財務規則の規定による。
- 7 給油カード      登録内容を別途連絡するので、契約業者は早急に掛けメンバーカードを速やかに作成し、発注者に交付すること。（手数料は、無料とすること。）ただし、契約業者で作成済の場合は、新規に作成する必要はない。
- 8 請求方法        ・ 部課所ごとに1ヶ月分の代金を取りまとめの上、原則として翌月10日までに発注者に請求すること。（請求金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）なお、取り扱いは次のとおりとする。  
・ 請求書は所属毎に作成し、使用所属・給油日・給油量等を明示した伝票を添付の上、勝英地域総務課へ送付すること。
- 9 契約単価の変更

単価契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとするが、変更条件は原則として次のとおりとする。

### （1）価格の基準資料

岡山県勝英地域事務所が指定する給油所の毎月1日の店頭表示価格（税込）とする。

(2) 変動の要件

当初契約単価の変更を行うのは、令和8年4月1日の契約単価（税込）を基準とし、2円以上（税込）の変動が生じたとき。

(3) 変更する単価の決定

上記（2）の変動額により、契約単価（税込）を加減する。

(4) 契約単価を改定する時期

2円以上（税込）の変動があった月の1日

(5) 当初契約単価の変更を行った後の取扱い

単価変更を行った月の契約単価（税込）を基準とするほかは、上記と同様にする。

(6) 資源エネルギー庁価格との調整

上記基準による変動幅と、経済産業省資源エネルギー庁が毎週調査・公表する「石油製品価格調査・給油所小売価格調査（週次調査・原則月曜調査水曜公表）」の週次調査の該当前月最終週価格の変動幅とが大幅に乖離した場合は、別途協議の上、価格変更を行うことができる。

(7) 月中途での変更

月中途で市場価格に著しい変動があった場合は、別途協議の上、価格変更を行うことができる。